

平成 2 5 年度における工事入札制度の改正
(平成 2 5 年 6 月 2 4 日以後発注分より適用)

米子市総合評価方式による競争入札試行要領の改正について

1 目的

本市としての工事発注の円滑化及び技術力判定の更なる適正化を図るため、改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 工事成績評価対象の見直し

随意契約分は対象外とし、請負金額が 8 0 0 万円以上の入札に係る工事での工事成績を評価対象とする。

区分	変更前	変更後
会社点数	次の要件を満たす工事成績の平均点とする。 ア 土木一式工事（一般）の発注工種のものであること。 イ 前 3 年度間に完成検査を行った工事のものであること。 ウ 請負金額が <u>1 3 0 万円以上の工事</u>のものであること。 エ <u>緊急対応工事のものでないこと。</u>	次の要件を満たす工事成績の平均点とする。 ア 土木一式工事（一般）の発注工種のものであること。 イ 前 3 年度間に完成検査を行った工事のものであること。 ウ 請負金額が <u>8 0 0 万円以上の入札に係る工事</u>のものであること。 ※エは削除。緊急対応工事は随意契約扱いのもので、今回改正で入札案件のみを対象とするため。
配置技術者点数	次の要件を満たす工事成績とする。 ア 土木一式工事（一般）に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事したものであること。 イ 請負金額が 8 0 0 万円以上のものであること。 ウ 工期の 5 0 パーセント以上の期間について従事したものであること。 エ 前 3 年度間に完成検査を行った工事のものであること。 オ <u>緊急対応工事のものでないこと。</u>	次の要件を満たす工事成績とする。 ア 土木一式工事（一般）に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事したものであること。 イ 請負金額が 8 0 0 万円以上の<u>入札に係る工事</u>のものであること。 ウ 工期の 5 0 パーセント以上の期間について従事したものであること。 エ 前 3 年度間に完成検査を行った工事のものであること。 ※オは削除。理由は上欄説明のとおり。

(2) 会社成績における基礎点の見直し

工事の品質を確保するため、基礎点を付与された者で、前年度に施工した対象工事中に70点以下の案件があった場合には、基礎点までの引上げという優遇策を見直して、基礎点より低い点数を付与する。

区 分	内 容
変更前	工事成績を有しない場合又は基礎点（土木A級全社の平均点）以下の場合 は基礎点を付与。
変更後	工事成績を有しない場合又は基礎点（土木A級全社の平均点）以下の場合 は基礎点を付与。 ただし、基礎点を付与された者で、前年度に施工した対象工事中に70点 以下の案件があった場合には、基礎点から当該件数ごとに1点を減じた点数 を付与する。 ※基礎点以上の業者には、70点以下の案件があった場合でも、本措置は行 わない。理由としては、平均点算出時に、当該案件による点数引下げ効果が 既にあり、二重措置となるため。

(3) 受注実績額対象の見直し

JVとしての受注額も出資比率に応じた実績額を対象とする。

区 分	内 容
変更前	JVとして受注した実績は、その構成員としての受注実績扱いとしない。
変更後	JVとして受注した実績は、その構成員の出資比率に応じた額を受注実績 として扱うものとする。 例 A社（60％出資）・B社（40％出資）による2社JVが1億円の 工事を受注した場合には A社は6,000万円の、B社は4,000万円のそれぞれ受注実績 があったものとして、以後の総合評価方式入札では、受注実績評価項目 で減点扱いとなる。

3 施行

平成25年6月24日以後に発注する入札物件から適用。（新格付後）

ただし、(3)については、同日以後に入札がされる入札実績から適用。